

地方分権改革に関する地方自治体等からの 提案への対応方針

（近隣水道事業者との受給水に係る認可変更手続きの簡素化）

平成27年10月14日

厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部 水道課

水道事業の変更届出の簡素化について

提 案

(提案：求める措置の具体内容)

給水区域及び給水人口を変更する場合、事業変更の届出において、給水人口及び給水量を記載することとなっているが、小規模な給水区域の変更に限り、「給水人口及び給水量の算出根拠」の提出省略、または、「水道事業等の認可の手引き」において、前回の水需要予測の結果を用いることのできるケースとして、「小規模な給水区域の変更」の明文化を求めらるもの。

前回専門部会におけるヒアリング(8月3日)

(厚生労働省)

- ▶ 水道事業の認可制度では、将来人口推計、水需要予測は、安定供給・合理的な施設整備等、適正な事業運営の根幹。
 - ▶ 小規模な給水区域にあっても当該区域の将来人口推計、水需要予測は重要。また、水需要予測の簡素化は既に一定の要件の下で可能。
 - ▶ 給水人口や給水量の減少は認可変更の要件になっておらず、定期的に事業計画を見直す仕組みがない。
- ### (委員意見)
- ▶ ごく小規模な事業変更の場合は、以下のような視点で水需要予測の実施を不要とすべきではないか。
 - ・水需要予測は、実際に需要の変化があった段階で実施すれば足りると考えられる。他方で、ごく小規模な変更のタイミングで改めて水需要予測の実施を求めるというのは、水道事業者に対する過大な要求ではないか。
 - ・小規模な事業変更の手続については、認可から届出に緩和されているにもかかわらず、認可の場合と同様の水需要予測を行わなければならないが、緩和になっていないのではないか。
 - ・水需要予測の実施に係る負担が重いことが、かえって必要不可欠な小規模な事業変更を妨げているのではないか。

対応方針(案)

「水道事業等の認可の手引き」を改訂し、一定の要件のもと、給水区域の拡張に係る事業認可又は届出における水需要予測を簡素化する。

(「給水人口及び給水量の算出根拠」の提出省略よりも、事業者の負担軽減と手続きの緩和を進めるため、水需要予測自体を簡素化することを可能とする。)

対応方針(案)の概要

水需要予測の簡素化※の要件(現行)

※「簡素化」とは、前回の確認等の水需要予測の結果を用いること。

下記の4項目全てを満足する場合に限り、事業認可又は届出における水需要予測を簡素化することができる。

① 申請年度が前回の事業認可、届出又は国庫補助金交付に係る事業評価(以下、「確認等」という。)における目標年度を超えていない。

② 前回の確認等において今回申請年度の10年度以内の実績値を用いて水需要予測を実施している。

③ 前回の確認等から給水能力の変更を伴う施設整備がない。

④ 交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画に係る状況が前回の認可から変化がない、従前の水需要予測と現状の実績に乖離が見られないなど前回の確認等から水道事業を取り巻く社会経済状況に変化がない。

給水区域を拡張する際、拡張する区域が「水道の未普及地(過去に水需要予測を実施したことがない区域)である場合」や「上記要件に該当しない場合」は、拡張する給水区域の規模(給水人口)が軽微であったとしても水需要予測が必要。

水需要予測を簡素化可能なケースを追加

給水区域の拡張に係る事業認可又は届出における水需要予測の簡素化(新規)

以下の3項目全てを満足する場合に限り、給水区域の拡張に係る事業認可又は届出における水需要予測を簡素化することができる。

既存給水区域の水道事業が適正な水需要予測のもと実施されていることを確認

I 既存給水区域が現行の簡素化の要件(①～④)に適合している。

拡張する給水区域の水需要が、既存水道事業に与える影響が軽微であることを確認

II 事業認可又は届出申請時の拡張給水区域の給水人口が100人以下である。

III 拡張給水区域に交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画がない。

給水区域の拡張に係る水需要予測の簡素化

拡張区域	
<p>簡素化要件(現行) 適合 (隣接水道事業体の一部区域を編入する場合)</p>	<p>簡素化要件(現行) 不適合 (隣接水道事業体の一部区域を編入する場合) (水道の未普及区域へ給水区域を拡張する場合)</p>
<p>既存区域</p>	<p>水需要推計 不要</p> <p>水需要推計 必要</p> <p>新規要件※に該当する場合</p>
	<p>改訂後</p> <p>水需要推計 不要</p> <p>水需要推計 不要</p>
<p>既存区域</p>	<p>水需要推計 必要</p> <p>水需要推計 必要</p> <p>新規要件※に該当する場合</p>
	<p>改訂後</p> <p>水需要推計 必要</p> <p>水需要推計 不要</p>

※事業認可又は届出申請時の給水人口が100人以下、拡張給水区域に交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画がない。

地方分権改革に関する地方自治体等からの 提案への考え方

(近隣水道事業者との受給水に係る認可変更手続きの簡素化)

平成27年8月3日

厚生労働省健康局水道課

水道事業の認可制度について

- 水道事業は、国民生活にかけがえのない飲用に適する水の供給を行う公益性の高い事業。
- 水道事業者には、将来にわたり給水区域内の需要者が必要とする量の水を供給をすることが義務づけられている。

水道法第15条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。(省略)

○将来人口及び給水量の設定は事業経営の根幹をなすものであることから、水道法において認可に際し、「給水人口及び給水量の算出根拠」を事業計画に記載しなければならないと規定している。

認可の申請書類(申請書、事業計画書、工事設計書、その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。))

事業計画書に記載する事項

- ①給水区域、給水人口及び給水量
- ②水道施設の概要
- ③給水開始の予定年月日
- ④工事費の予定総額及びその予定財源
- ⑤給水人口及び給水量の算出根拠
- ⑥経常収支の概算
- ⑦料金、給水装置工事の費用の負担区分その他供給条件
- ⑧その他厚生労働省令で定める事項

提案者の提案事項

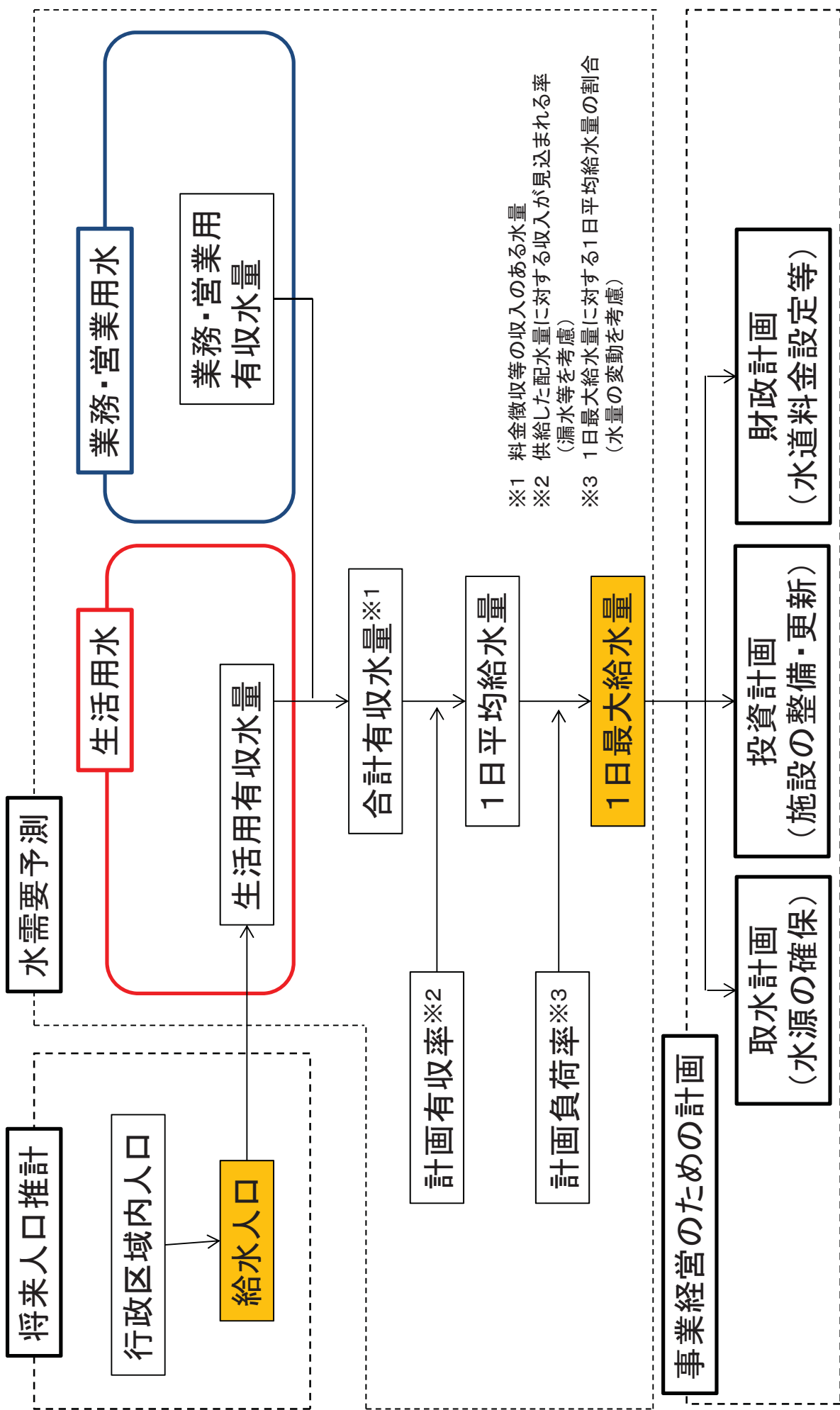
小規模な給水区域の変更に限り、

- a. 給水人口及び給水量の算出根拠の提出を省略する
- または
- b. 前回の水需要予測の結果を用いることができることとする
 (小規模な給水区域の水需要予測を実施しない。)



申請書類をもとに、水道事業が確実かつ合理的であるか等を審査した上で、申請者に対して、水道事業の経営を認可。

将来人口推計及び水需要予測の重要性について(参考)



将来人口推計、水需要予測は、安定供給・合理的な施設整備等、適正な水道事業経営の根幹

認可の基準について(参考)

【水道法第8条第1項】

水道事業経営の認可は、その申請が次の各号に適合していると認められるときでなければ、与えてはならない。

一 当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。

水道事業は、公共の福祉、利益の増進に資する観点から、需要者の意向を勘案し、広く不特定多数の者の日常的な需要に応じるものでなければならぬ。この場合、水道事業は、継続的事業であるから、相当長期にわたる将来を見通しての需要にも対応できるものでなければならぬ。

二 当該水道事業の計画が確実かつ合理的であること。

水道計画は確実を実施されるもので、かつ、その計画が技術的、財政的観点等から合理的でなければならない。また、計画の全般にわたり、的確性、実現可能性、経済性等の広い観点から、その確実性と合理性を確保する必要がある。

三 水道施設の工場の設計が第五条の規定による施設基準に適合すること。

四 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。

五 供給条件が第十四条第二項各号に掲げる要件に適合すること。

六 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあっては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること。

七 その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。

上記一及び二を確認するため、給水人口及び給水量の算出根拠(将来人口推計及び水需要予測)の提出が必要

水道事業運営に大きな影響を与える変更

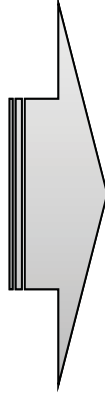
⇒ 今後の水需要等を見通した事業計画等の策定が必須

【水道法第10条第1項】

水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種類別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない(軽微な変更等は届出)。

水需要予測の簡素化について

平成22年3月25日付け事務連絡により、**事業認可又は届出の手續において同種作業の重複を避ける**ため、過去に厚生労働省が確認した水需要予測を利用しても支障がない場合として、以下の4項目全てを満足する場合は、**水需要予測を簡素化※することができる**こととなっている。

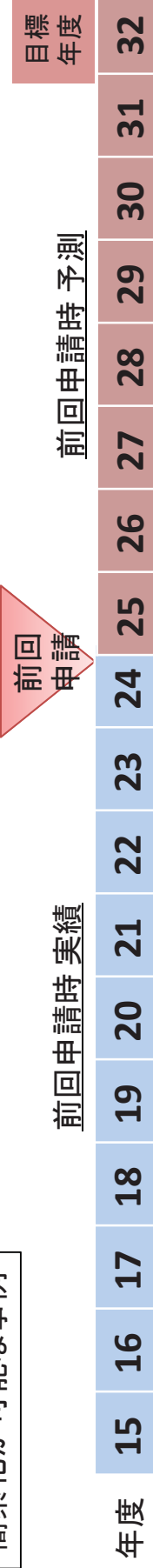


※「簡素化」とは、前回の確認等の水需要予測の結果を用いることをいう。

水需要予測の簡素化の要件

- ① 申請年度が前回の事業認可、届出又は国庫補助金交付に係る事業評価における目標年度を超えていない。
- ② 前回の確認等において今回申請年度の10年度以内の実績値を用いて水需要予測を実施している。
- ③ 前回の確認等から給水能力の変更を伴う施設整備がない。
- ④ 交通機関の新設、住宅開発、新規工場団地の誘致等の開発計画に係る状況が前回の認可から変化がない、従前の水需要予測と現状の実績に乖離が見られないなど前回の確認等から水道事業を取り巻く社会経済状況に変化がない。

簡素化が可能な事例



②前回申請が、今回申請年度の10年度以内の実績値を用いていた水需要予測を行っている

①今回申請が前回申請の目標年度内
③、④の条件を満たしている

給水区域の拡張における水需要予測の簡素化

ケース1：未普及区域への拡張

既存給水区域（認可給水人口：8万人）

現在給水人口：5万人

従前の予測人口：5万人 → 従前の予測が適当（ケース①）

従前の予測人口：7万人 → 従前の予測が不適當（ケース②）

未普及区域への拡張

現在給水人口：2千人

将来人口は不明

企業立地等、今後水需要が増加することもあり得る。

ケース1-①：既存給水区域簡素化要件合致

十未普及区域への拡張

拡張区域の水需要を満足する供給能力を有するか確認する必要があるため、**拡張区域のみ水需要予測が必要**

ケース1-②：既存給水区域簡素化要件不適合

十未普及区域への拡張

区域全体の水需要予測が実績と乖離しているなど、水道事業を取り巻く社会経済状況に変化があり、水道事業の適正を確保するため、**区域全体の新たな水需要予測が必要**

提案者事例

ケース2：隣接事業者の一部編入

既存給水区域（認可給水人口：8万人）

現在給水人口：5万人

従前の予測人口：5万人 → 従前の予測が適当（ケース①）

従前の予測人口：7万人 → 従前の予測が不適當（ケース②）

隣接事業者の一部区域を編入

現在給水人口：2千人

従前の予測人口：2千人 → ア

従前の予測人口：5千人 → イ

隣接事業者

ケース2-①：既存給水区域簡素化要件合致

十近隣事業者の一部区域編入

(ア) 既存区域・拡張区域ともに簡素化の要件を満たしている場合は、**新たな水需要予測は不要**

(イ) 拡張区域が簡素化の要件を満たしていない場合は、**ケース1-①と同様、拡張区域のみ水需要予測が必要**

ケース2-②：既存給水区域簡素化要件不適合

十近隣事業者の一部区域編入

区域全体の水需要予測が実績と乖離しているなど、水道事業を取り巻く社会経済状況に変化があり、水道事業の適正を確保するため、**区域全体の新たな水需要予測が必要**（※拡張区域が簡素化の要件を満たしている場合は、既存区域のみ水需要予測を実施することも可）

提案者事例では、「従前の予測と現状の実績に乖離が生じている」状況であり、ケース2-①-②に該当